

令和3年11月26日開催

令和3年度
燕市農業委員会第9回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第9回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年11月26日(金曜日)
午後1時30分～午後2時23分

2. 開催場所 燕市役所 1階 つばめホール

3. 出席委員(25名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 26番 笹川勇雄

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

(4) 議事

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 49 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 50 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について、及び農用地利用配分計画の認可について
議案第 51 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

9 番 遠藤忠夫 10 番 長谷川治仁

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 26 番 笹川勇雄委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 9 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 9 遠藤忠夫 委員及び</p> <p>議席番号 10 長谷川治仁 委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 20 号について事務局に報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 20 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号 65 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 671 ㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 66 番 国上字居下の畑、1 筆、面積 181 ㎡、高齢による小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 67 番 国上字長辰の田他、4 筆、面積 4,595 ㎡、中間管理事業移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 68 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 1,565 ㎡、中間管理事業移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 69 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 505 ㎡、中間管理事業移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 70 番 国上字長辰の田、3 筆、面積 3,186 ㎡、中間管理事業移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 71 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 1,894 ㎡、3 条売買に伴う小作権の解約であります。なお、譲受人は耕作者</p>

事務局	であります。
	受付番号 72 番 高木の田、1 筆、面積 4,993 m ² 、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 73 番 国上字居下の田、6 筆、面積 8,471 m ² 、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。
	次に、農協転貸の解約であります。
	受付番号 74 番 小牧字深田の田、2 筆、面積 1,045 m ² 、耕作不適地（農道に面していない/極狭）に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 75 番 吉田本所字 ^{ふじしま} 藤島の田、1 筆、面積 9,925 m ² 、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 76 番 吉田本所字本地の田、2 筆、面積 1,967 m ² 、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 77 番 吉田鴻巣字箱根の田、4 筆、面積 2,298 m ² 、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 78 番 吉田鴻巣字 ^{さんぼうぐち} 三方口の田、3 筆、面積 3,084 m ² 、耕作者離農に伴う利用権の解約であります。こちらは、受託により中間管理移行見込みであります。
	受付番号 79 番 下粟生津字潟の田、7 筆、面積 11,301 m ² 、地権者耕作に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 80 番 新堀字荒川の田、1 筆、面積 780 m ² 、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 81 番 新堀字荒川の田他、7 筆、面積 9,842 m ² 、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 82 番 笈ヶ島字谷地の田、2 筆、面積 1,945 m ² 、売買に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 83 番 笈ヶ島字谷地の田、1 筆、面積 1,935 m ² 、売買に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 84 番 横田字諏訪田の田、2 筆、面積 6,000 m ² 、売買（10 月基盤法）に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 85 番 砂子塚字浦田の田、1 筆、面積 969 m ² 、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 86 番 砂子塚の田、1 筆、面積 1,902 m ² 、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。
	受付番号 87 番 砂子塚字諏訪ノ木の田、3 筆、面積 5,359 m ² 、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。
受付番号 88 番 砂子塚字浦田の田、2 筆、面積 1,858 m ² 、耕作者変	

事務局	<p>更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 89 番 小古津新の田、1 筆、面積 10,327 m²、売買 (3 条) に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 90 番 小古津新の田、1 筆、面積 5,704 m²、売買 (3 条) に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 91 番 溝古新字石塚の田他、17 筆、面積 23,019 m²、地権者の耕作に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 92 番 砂子塚字屋敷廻の田、1 筆、面積 142 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 93 番 砂子塚字屋敷廻の田、1 筆、面積 327 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 94 番 野中才字浦田の田他、8 筆、面積 11,745 m²、地権者管理 (耕作者変更?) に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 95 番 渡部字穴ノ入^{あなのいり}の畑、2 筆、面積 119 m²、耕作不適地 (山間部) に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 21 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 7 番 杉柳字浦田の畑、2 筆、面積 582 m²、現況は非農地、山林、転用許可等の有無とその内容は、無し、農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 8 番 灰方字筒東の田他、2 筆、面積 244 m²、現況は非農地、公衆用道路、転用許可等の有無とその内容は、字筒東は無し、字北は、有り、平成 4 年 10 月 27 日、農地法第 4 条、通路敷、どちらも農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>次に、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 23 番 砂子塚字屋敷廻の田、1 筆、面積 142 m²、契約内容</p>

	<p>は売買、10 ㎡当たり〇円、位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。譲受人は隣で耕作をしている者であります。</p> <p>受付番号 24 番 又新字関上の田、1 筆、面積 727 ㎡、契約内容は売買、10 ㎡当たり〇円、位置図は、同じく議案資料 1 頁をご覧ください。申請地は譲受人の（排水路を挟んだ）隣接地になります。</p> <p>受付番号 25 番 吉田鴻巣字七島の畑、1 筆、面積 107 ㎡、契約内容は売買、10 ㎡当たり〇円、位置図は、議案資料 2 頁をご覧ください。申請地は譲受人の集落内の農地になります。</p> <p>受付番号 26 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 1,894 ㎡、契約内容は売買、〇円、位置図は、同じく議案資料 2 頁をご覧ください。申請地は譲受人が耕作している農地であります。</p> <p>受付番号 27 番 熊森字堤外の畑、2 筆、面積 301 ㎡、契約内容は贈与、位置図は、議案資料 3 頁をご覧ください。親族への譲渡しとするものであります。</p> <p>受付番号 28 番 三王淵字前田の田、1 筆、面積 2,928 ㎡、契約内容は売買、10 ㎡当たり〇円、位置図は、議案資料 1 頁にお戻りください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 11 月 19 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>11 月 19 日、午後 1 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 1 事前審査委員会、委員 1 名の欠席により、12 名で審査の結果、農地法第 3 条の許可申請 6 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p>

<p>議 長 事務局</p>	<p>「許可」とする事に決しました。</p> <p>次に、議案第 46 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 46 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 6 番 水道町四丁目の田、3 筆、面積 835 m²、当初の転用目的である住宅、貸事務所、貸駐車場から、宅地分譲地（5 区画）に変更するものであります。</p> <p>位置図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。燕中学校の近隣の農地になります。</p> <p>受付番号 7 番 水道町四丁目の田、1 筆、面積 161 m²、当初の転用目的である社員寮から、コインランドリーに変更するものであります。</p> <p>位置図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。隣接する宅地を一体利用地として、店舗を造成するものであります。</p> <p>なお、二つの申請地はどちらも用途地域内であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
<p>三浦委員長</p>	<p>審査の結果、事業計画変更承認申請 2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>次に、議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 7 番 八王寺字堤添の畑、1 筆、面積 189 m²、転用目的は、</p>

<p>議 長</p> <p>三浦委員長</p>	<p>車庫兼物置、完工済みであります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>令和 3 年に相続した自宅敷地内の一面に、農地のまま車庫が建築されていたことを確認したため、始末書を添付のうえ、申請をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、宅地に囲まれた農地で、周辺農地への影響もないことから、第 3 種農であると判断されるところであります。</p> <p>また、併せて「始末書」が提出されており、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>受付番号 8 番 長所字居掛の畑、1 筆、面積 103 m²、転用目的は、駐車場（防火水槽用地）、令和 3 年 12 月 28 日完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>この申請は、先月の協議事項でお知らせした案件であります。</p> <p>県道：新潟・燕線の道路改良に伴い、既存の防火水槽の移設が必要となったため、申請地に設置するものであります。</p> <p>また、申請者が相続する前から現地は駐車場として利用されており、防火水槽設置後は耕作できないことから、「始末書添付」のうえ駐車場として引き続き利用するものであります。</p> <p>「始末書」につきましては、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>なお、防火水槽は収用法第 3 条の消防法に該当し、許可の必要はありません。</p> <p>そして完了日は、駐車場造成分とし、防火水槽の本体設置完了は 11 月末の見込みであります。</p> <p>許可の区分であります。申請地は、県道沿いの宅地に囲まれた農地で、周辺農地への影響もないことから、第 3 種農であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>審査会では、2 件の始末書について事務局が読み上げ、これを確認し</p>
-------------------------	--

	<p>ました。</p> <p>審査の結果、農地法第4条許可申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p>
	<p>受付番号53番 四ツ屋字浦畑の田畑、4筆、面積329.5㎡、転用目的は美容院増築、契約内容は売買、令和4年8月19日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料12～13頁をご覧ください。</p>
	<p>既存の店舗が手狭になったため、敷地を拡張し、増築をおこなうものであります。</p>
	<p>申請地は、新幹線の側道と宅地に隣接する農地で、周囲の営農に影響は無いと考えられることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
	<p>受付番号54番 又新字上組の田、1筆、面積36㎡、転用目的は敷地の一角、契約内容は贈与、完工済みであります。位置図、土地利用計画図は、議案資料14～15頁をご覧ください。</p>
	<p>平成28年に相続した土地の一部が農地であったため、始末書添付のうえ、現在の使用者に贈与するものであります。この土地は、昭和46年に取得した祖父が、工場用地の一部として利用させていたもので、「始末書」添付のうえ、改めて申請するものであります。</p>
	<p>申請地は、宅地と道路に囲まれた農地で、周辺農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
	<p>受付番号55番 水道町四丁目の田、3筆、面積835㎡、転用目的は宅地分譲(5区画)、契約内容は売買、令和4年2月28日</p>

事務局	<p>完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁にお戻りください。</p> <p>先ほど計画変更で説明した案件であります。</p> <p>今回、計画変更により、宅地分譲地 (5 区画) として、新たに取り組むものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p> <p>受付番号 56 番 上河原字中江の田他、2 筆、面積 13,353 m²のうち、980.4 m²、転用目的は倉庫・西大通川排水路水管橋架設に伴う仮設ヤード、契約内容は賃貸借、令和 4 年 3 月 31 日までの一時転用であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 16～17 頁をご覧ください。</p> <p>水管橋工事に伴い、仮設ヤードとして一時転用をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、西大通川を挟む東西の農地で、工事用重機 (クレーン) の作業スペースとして利用するものです。</p> <p>申請地は、農振農用地であるが、住民に必要な公共の工事であることから、工事の目的を達成するためには、当該農地を供することが必要であると認められることから、許可はやむを得ないと判断される所でございます。</p> <p>受付番号 57 番 佐渡山字諏訪腰の田、1 筆、面積 183 m²、転用目的は住宅、契約内容は贈与、令和 4 年 4 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 18～19 頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭になったため、贈与を受け住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、親族の敷地内の農地で、宅地に隣接するなど周辺農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p> <p>受付番号 58 番 小関字野中の田畑、2 筆、面積 897 m²、転用目的は駐車場 (40 台)、約内容は売買、令和 4 年 7 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 20～21 頁をご覧ください。既存の従業員駐車場に工場を増築するため、隣接する農地に駐車場を移転するものであります。</p> <p>申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 59 番 灰方字北の田、1筆、面積 999 m²、転用目的は建売住宅（5棟）、契約内容は売買、令和4年11月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 22～23 頁をご覧ください。宅地化が進んだ地域のため、建売分譲地として転用するものであります。</p> <p>申請地は、宅地に囲まれた農地であるとともに、幅員 4mの道路と、2以上の教育（燕中等学校）・医療施設（石田医院）があり、市街化が見込まれることから、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 60 番 吉田西太田字札木の畑、2筆、面積 215 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年4月28日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 24～25 頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭になったため、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 61 番 分水東学校町三丁目の田、1筆、面積 522 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年3月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 26～27 頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭になったため、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 62 番 水道町四丁目の田、3筆、面積 255 m²、転用目的はコインランドリー、契約内容は売買、令和4年2月28日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁にお戻りください。事業の拡大のため、2棟目のランドリーを増築するものであります。</p> <p>この案件も先ほど、事業計画変更で説明した案件であります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整</p>
------------	--

事務局	<p>が調べていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 63 番 小池字中通の田、4筆、面積 1,301 m²、転用目的は工場の増設、契約内容は売買、令和4年11月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 28～29 頁をご覧ください。業務の拡張に伴い、工場を増設するものであります。</p> <p>申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調べていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 64 番 吉田法花堂字中村の畑、2筆、面積 211 m²、転用目的は倉庫、契約内容は売買、令和4年3月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 30～31 頁をご覧ください。車庫及び倉庫が不足しているため、倉庫を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調べていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	受付番号 54 番で提出された「始末書」については、事務局が読み上げ、これを確認しました。審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請 12 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	次に議案第 49 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議

事務局	<p>題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 49 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p> <p>始めに、所有権の移転であります。議案の 16 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 6 番 国上字太田前の田、1 筆、505 m²、移転時期は令和 3 年 12 月 21 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 3 年 12 月 28 日。位置図は議案資料 32 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 7 番 又新字箴割の田、4 筆、4,639 m²、移転時期・引渡時期は全て同じですので、お読み取り下さい。対価は〇円、位置図は同じく 32 頁になります。</p> <p>受付番号 8 番 吉田西太田の田、1 筆、2,917 m²、対価は〇円。位置図は同じく 32 頁になります。</p> <p>受付番号 9 番 米納津の田、1 筆、1,021 m²。対価は〇円、位置図は 33 頁になります。</p> <p>受付番号 10 番 佐渡山字川下の田、3 筆、2,999 m²、対価は〇円。位置図は同じく 32 頁になります。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。議案の 17 頁になります。</p> <p>こちらは、新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 15 番 米納津字砂田川上の田、1 筆、310 m²、10 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>受付番号 16 番 米納津字砂田川上の田、7 筆、5,618 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>なお、委員の関係する案件はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 5 件、利用権の新規設定 2 件、再設定 27 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p>

	<p>決定とする事に決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第 50 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 50 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の 25 頁をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>それでは、10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号 131 番 松橋字西の田他、34 筆、面積 36,016 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、9 年の集積計画であります。議案の 34 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 159 番 砂子塚字諏訪ノ木の田、1 筆、面積 251 m²、設定期間は令和 13 年 2 月 5 日までの 9 年であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、5 年の集積計画であります。議案の 35 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 162 番 高木の田、2 筆、面積 12,617 m²、設定期間は令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年であります。</p> <p>なお、委員の関係する集積計画はありませんでした。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、配分計画であります。議案の 36 頁をご覧ください。</p> <p>それでは、初めに 10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 77 番 松橋字西の田他、34 筆、面積 36,016 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、9 年の配分計画であります。議案の 45 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 100 番 砂子塚字諏訪ノ木の田、1 筆、面積 251 m²、設定期間は令和 13 年 2 月 5 日までの 9 年であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、5 年の配分計画であります。議案の 46 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 103 番 高木の田、1 筆、面積 7,624 m²、設定期間は令和 8</p>

事務局	<p>年 12 月 31 日までの 5 年であります。</p> <p>最後に、配分計画の移転であります。議案の 47 頁をご覧ください。 受付番号 5 番 高木の田、3 筆、面積 16,881 m²、設定期間は令和 7 年 12 月 28 日までの 4 年であります。 受付番号 6 番 砂子塚字諏訪ノ木の田、2 筆、面積 3,776 m²、設定期間は令和 13 年 2 月 5 日までの 9 年であります。 受付番号 7 番 砂子塚字屋敷廻の田、1 筆、面積 1,006 m²、設定期間は令和 13 年 2 月 5 日までの 9 年であります。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、議案の 36 頁、受付番号 79 番に笠原委員、受付番号 81 番に明田委員、議案の 46 頁、受付番号 103 番と議案の 47 頁、配分計画の移転、受付番号 5 番に五十嵐委員、この 3 名が関係委員となります。</p>
事務局	<p>また、今回の申請で農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 48 頁の議案第 49・50 号関係資料をご覧ください。</p> <p>今回の利用権の申請がありました、農事組合法人「渡部ファーム天神」以下、2 法人は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、11 月 19 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画の番号 79 番、81 番、103 番、及び配分計画の受付番号 5 番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画 33 件、関係委員の案件である 4 件を除く配分計画 26 件、配分計画の移転 2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、番号 79 番、番号 81 番、番号 103 番、及び配分の移転、番号 5 番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号 7 番 笠原久幸委員、18 番 五十嵐博子委員、19 番 明田栄以知委員は退席願います。
	(関係委員 退室 午後 2 時 7 分)
議 長	それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画 (案)、受付番号 79 番、番号 81 番、番号 103 番、及び配分の移転、番号 5 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、受付番号 79 番、番号 81 番、番号 103 番、及び配分の移転、番号 5 番について、「意見がなかった」事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見なし」とする事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
議 長	関係委員は、入室願います。
	(関係委員 入室・着席 午後 2 時 8 分)
議 長	退席された委員の皆さんに報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
関係委員	ありがとうございました。
議 長	なお、議案第 49 号、議案第 50 号の案件につきましては、12 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。
議 長	次に、議案第 5 1 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 5 1 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。
	議案の別紙 1 をご覧ください。
	今回、燕市より意見を求められた案件は「用途変更」であります。説明につきましては、農政課より担当職員がきておりますので、説明を替

農政課 議 長	<p>わります。</p> <p style="text-align: center;">(農政課：説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
三浦委員長	<p>本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
議 長	<p>審査の結果、燕市より協議のあった整備計画の変更「用途変更」について、特に「意見はなかった」事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> <p>しばらくして、無いようですので、お諮り致します。</p>
議 長	<p>本件については、委員長報告のとおり、特に意見がなかったことから、「用途変更」について、「意見なし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって本件については、委員長報告のとおり、「意見なし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第9回総会を閉会致します。</p>
	<p style="text-align: center;">(終了時刻 午後2時23分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月26日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 轟藤 忠夫

議事録署名委員 長谷川 治仁
